



地方分権改革について問う問題が出題された。

地方制度改革の目的と具体的施策についての理解を問うている。

共通テスト

第4問 問2

問2 生徒Xと生徒Yは、下線部⑥をみながら会話をしている。次の会話文中の空欄 **ア** ~ **ウ** に当てはまる語句の組合せとして最も適当なものを、後の①~⑧のうちから一つ選べ。 26

X：この時の地方分権改革で、国と地方自治体の関係を **ア** の関係としたんだね。

Y：**ア** の関係にするため、機関委任事務制度の廃止が行われたんだよね。たとえば、都市計画の決定は、**イ** とされたんだよね。

X：**ア** の関係だとして、地方自治体に対する国の関与をめぐる、国と地方自治体の考え方が対立することはないのかな。

Y：実際あるんだよ。新聞で読んだけど、地方自治法上の国の関与について不服があるとき、地方自治体は **ウ** に審査の申出ができるよ。申出があったら **ウ** が審査し、国の機関に勧告することもあるんだって。ふるさと納税制度をめぐる対立でも利用されたよ。

- | | | |
|------------------|-----------------|---------------------|
| ① ア 対等・協力 | イ 法定受託事務 | ウ 国地方係争処理委員会 |
| ② ア 対等・協力 | イ 法定受託事務 | ウ 地方裁判所 |
| ③ ア 対等・協力 | イ 自治事務 | ウ 国地方係争処理委員会 |
| ④ ア 対等・協力 | イ 自治事務 | ウ 地方裁判所 |
| ⑤ ア 上下・主従 | イ 法定受託事務 | ウ 国地方係争処理委員会 |
| ⑥ ア 上下・主従 | イ 法定受託事務 | ウ 地方裁判所 |
| ⑦ ア 上下・主従 | イ 自治事務 | ウ 国地方係争処理委員会 |

河合塾

冬期講習 共通テスト攻略 政治・経済 第2講 第2問 問3

問3 下線部⑥に関連して、地方分権一括法に関する文章について、空欄 **ア** ~ **ウ** に当てはまる語句の組合せとして正しいものを、下の①~⑥のうちから一つ選べ。 11

地方分権一括法は、国と地方自治体の関係を、主従の関係ではなく対等・協力の関係に改めることを目的とした法律である。同法に基づいて、地方自治体の従来の事務区分が見直され、地方自治体の事務は、自治事務と **ア** に再編された。特に、**ア** は、本来国が果たすべき役割であるが、その適正な処理を確保するために法令によって地方自治体に処理が委任されているもので、具体的には **イ** などが含まれる。また、**ア** の内容について、国と地方自治体の間で係争が生じた場合に備えて、その係争を処理する第三者機関として **ウ** が設置された。

- | | | |
|-------------------|-------------------|---------------------|
| ① ア 機関委任事務 | イ 飲食店営業の許可 | ウ 国地方係争処理委員会 |
| ② ア 機関委任事務 | イ パスポートの交付 | ウ 公正取引委員会 |
| ③ ア 機関委任事務 | イ 飲食店営業の許可 | ウ 公正取引委員会 |
| ④ ア 法定受託事務 | イ パスポートの交付 | ウ 国地方係争処理委員会 |
| ⑤ ア 法定受託事務 | イ 飲食店営業の許可 | ウ 国地方係争処理委員会 |
| ⑥ ア 法定受託事務 | イ パスポートの交付 | ウ 公正取引委員会 |

共通テストでは、地方分権改革のねらいの一つである、国と地方自治体の関係の見直しについて出題された。冬期講習では、地方自治体の事務再編の内容や事務の区分について出題した。

両者とも、法定受託事務や、国地方係争処理委員会についての理解を試す点において共通している。